

ジュニアNISAの概要

- ・ジュニアNISAとは、平成27年度税制改正により創設された、未成年者のための少額投資非課税制度のことで、上場株式や株式投資信託などの譲渡益、配当、分配金が非課税になる制度。
- ・口座開設の手続きは平成28年1月、口座内での運用開始は平成28年4月から。
- ・口座を開設できるのは20歳未満の国内居住者等である。
- ・年間の新規投資額の上限(非課税枠)は80万円。

NISAとの比較①

	NISA	ジュニアNISA
口座開設者	その年の1月1日において 20歳以上の居住者	その年の1月1日において 20歳未満の(またはその年に 生まれた)居住者
各年の新規投資額 の上限(非課税枠)	平成26年・27年:100万円 平成28年～35年:120万円	平成28年～35年:80万円
口座開設数	1年ごとに1人1口座	全期間通じて1人1口座のみ
取扱金融機関の 変更	1年ごとに変更可能	変更不可
非課税口座で購入 できる金融商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど (公社債、公募公社債投資信託は不可)	

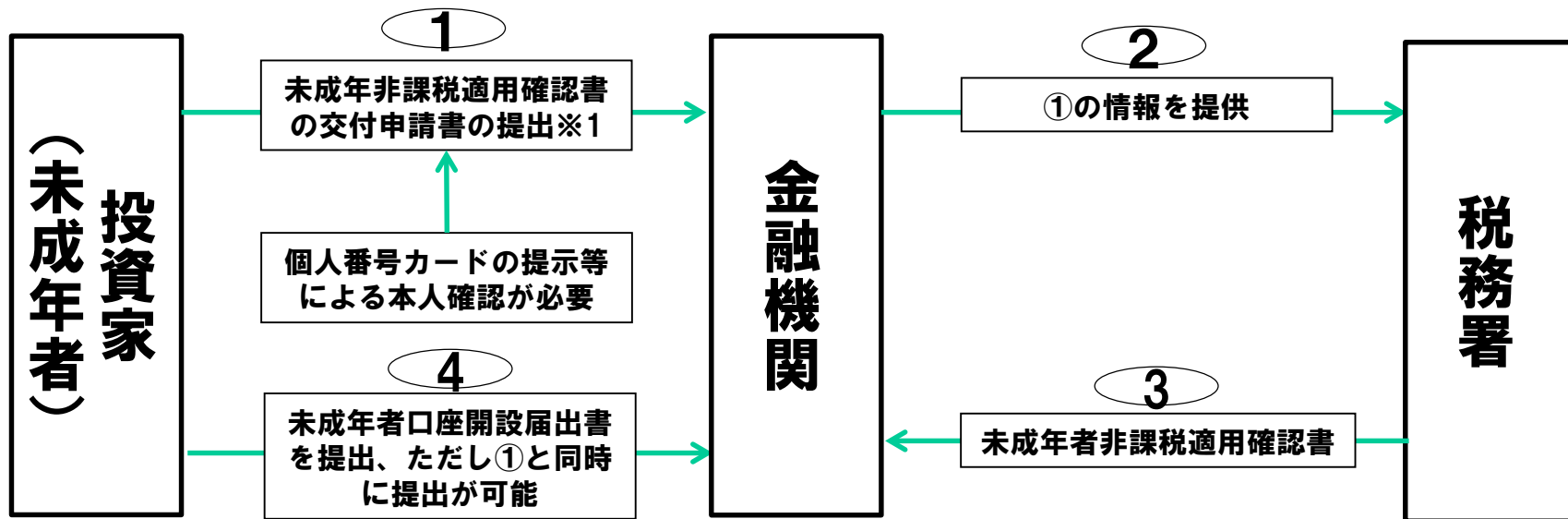
(出所) 各種資料を基に大和総研作成

NISAとの比較②

	NISA	ジュニアNISA
非課税対象	非課税口座(未成年者口座)で保有している金融商品の 配当・分配金、譲渡益	
非課税で保有できる期間	投資した年から5年間(ロールオーバーは可能)	
配当・分配金の 受け入れ先	自由	課税未成年者口座で管理 (払出制限あり)
購入した商品の売却	自由	自由 (譲渡代金は課税未成年者口 座で管理。払出制限あり)
制度終了時の扱い	新規投資は平成35年まで、 NISA口座は平成39年で終了	新規投資は平成35年まで、 平成36年以後は20歳になる年 まで非課税で運用を行える「継 続管理勘定」を設定

(出所) 各種資料を基に大和総研作成

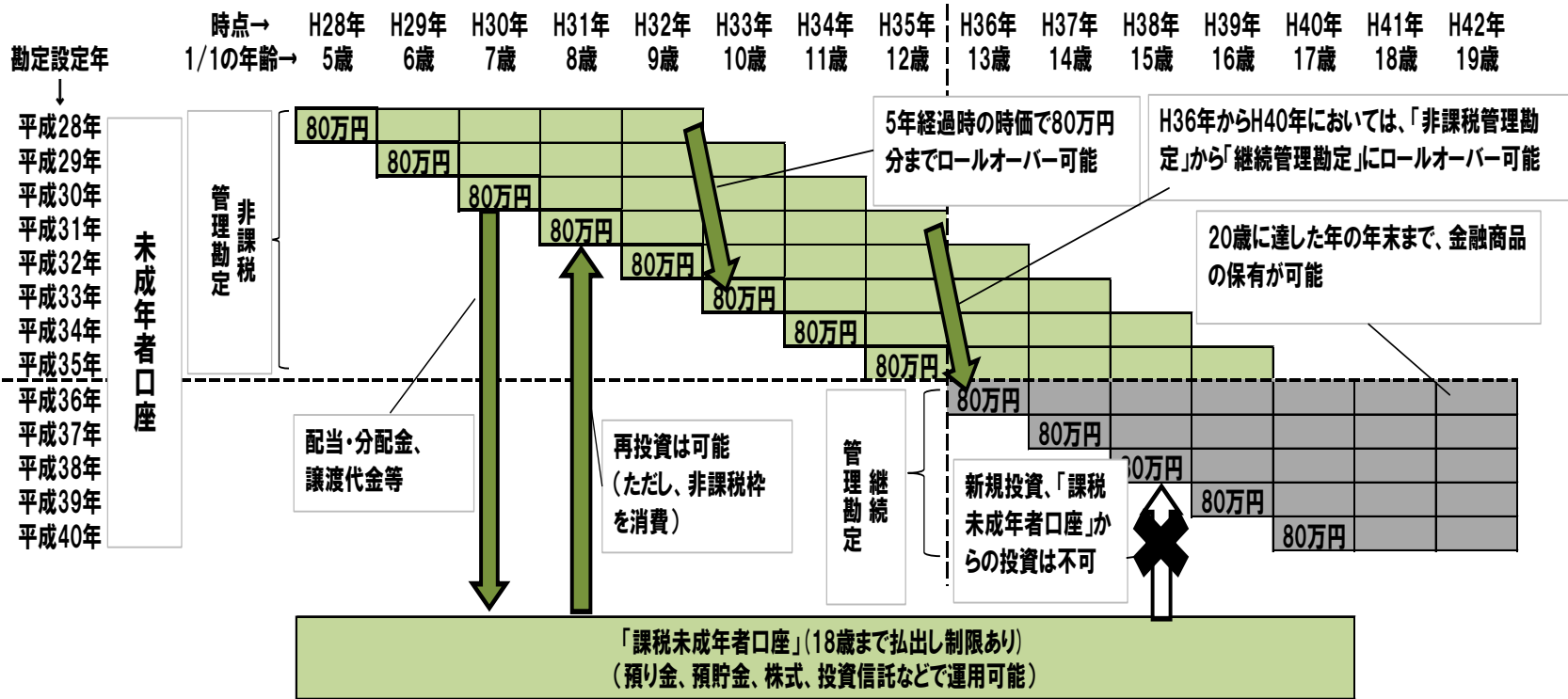
ジュニアNISAの口座開設イメージ



※1 ①の提出可能期間は、平成28年1月1日から平成35年9月30日まで。

(出所) 各種資料を基に大和総研作成

ジュニアNISA全体像



(出所) 各種資料を基に大和総研作成

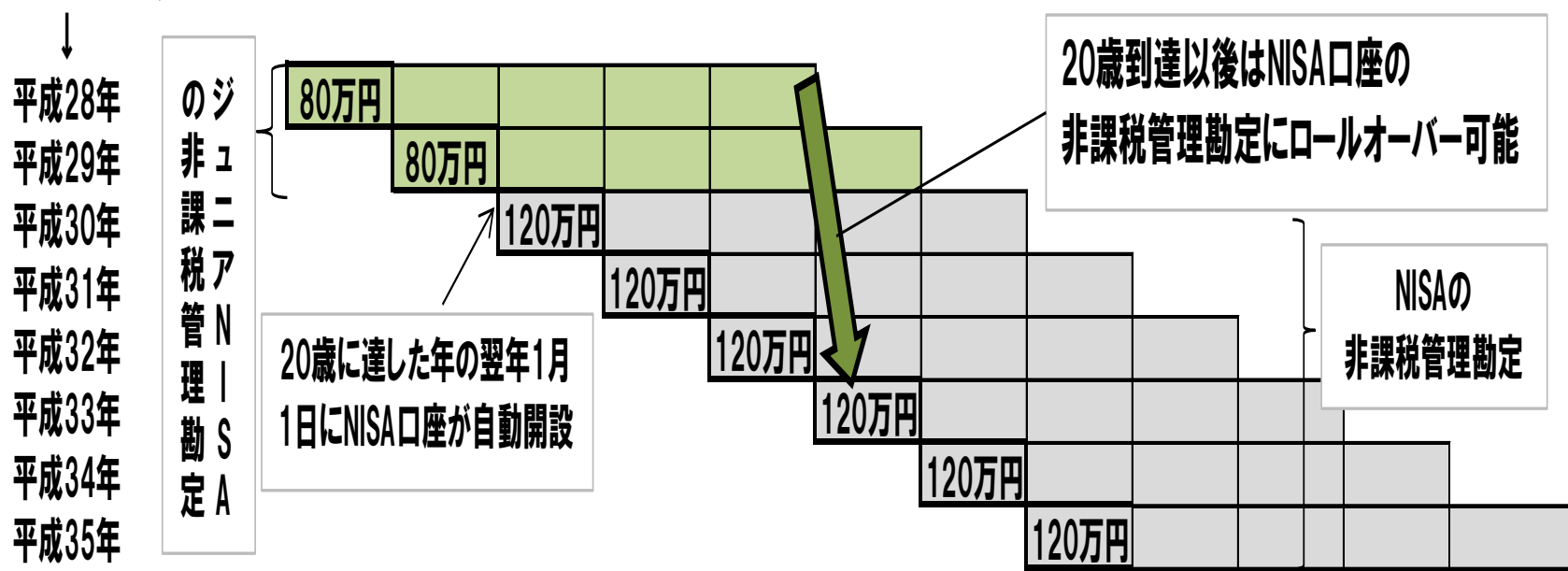
生年月日別に4パターン

口座開設者の生年月日・年齢の条件		課税未成年者口座	NISAの自動開設	継続管理勘定
パターン①	18歳到達後にジュニアNISAの口座を開設する場合	開設されない	行われる	設定されない
パターン②	パターン1に該当せず、平成15年1月2日以前生まれ	開設される		
パターン③	平成15年1月3日～平成16年1月2日生まれ		行われない	
パターン④	平成16年1月3日以後生まれ			設定される

(出所) 法令をもとに大和総研作成

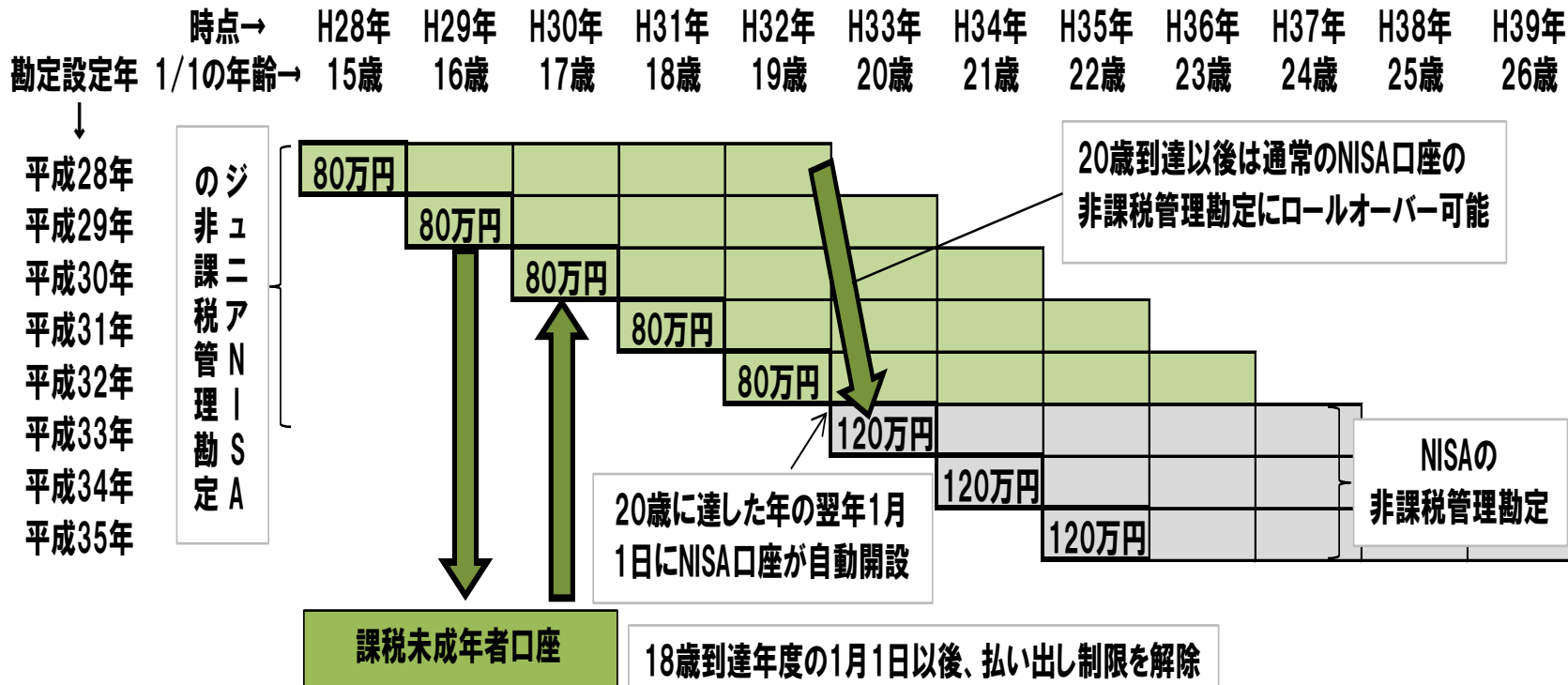
18歳到達年度1月1日以後に口座開設(パターン①)

時点→ H28年 H29年 H30年 H31年 H32年 H33年 H34年 H35年 H36年 H37年 H38年 H39年
 勘定設定年 1/1の年齢→ 18歳 19歳 20歳 21歳 22歳 23歳 24歳 25歳 26歳 27歳 28歳 29歳



(出所) 各種資料を基に大和総研作成

平成15年1月2日以前生まれ(パターン②)



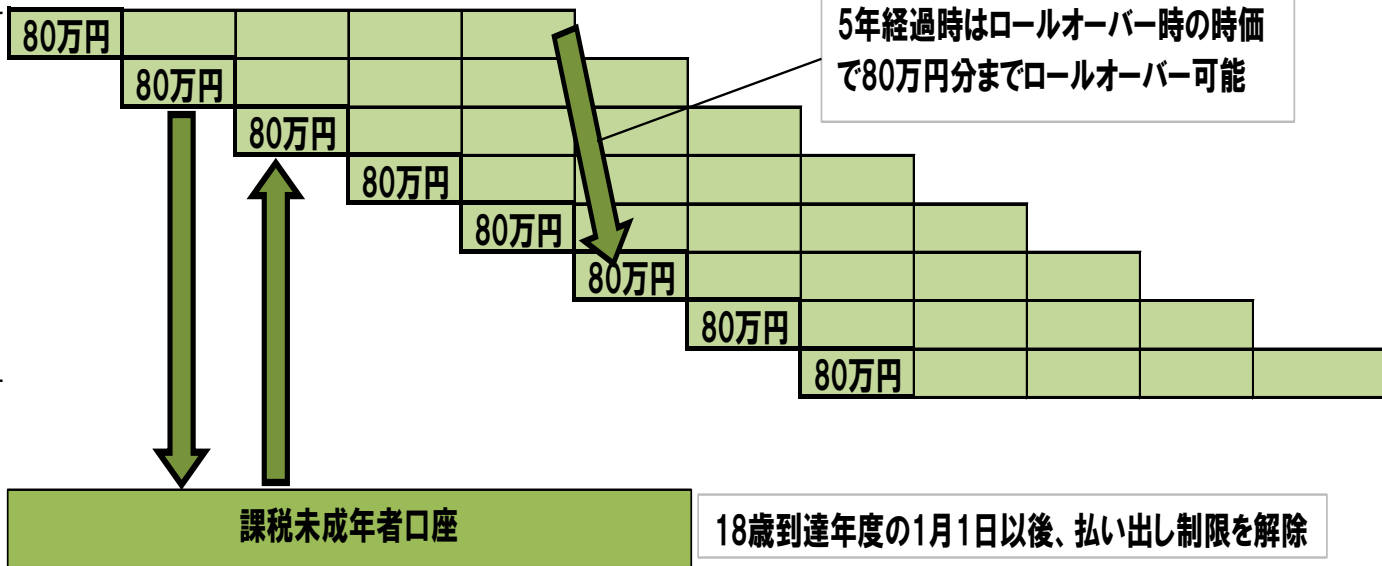
(出所) 各種資料を基に大和総研作成

平成15年1月3日～平成16年1月2日生まれ(パターン③)

時点→ H28年 H29年 H30年 H31年 H32年 H33年 H34年 H35年 H36年 H37年 H38年 H39年
 勘定設定年 1/1の年齢→ 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 19歳 20歳 21歳 22歳 23歳

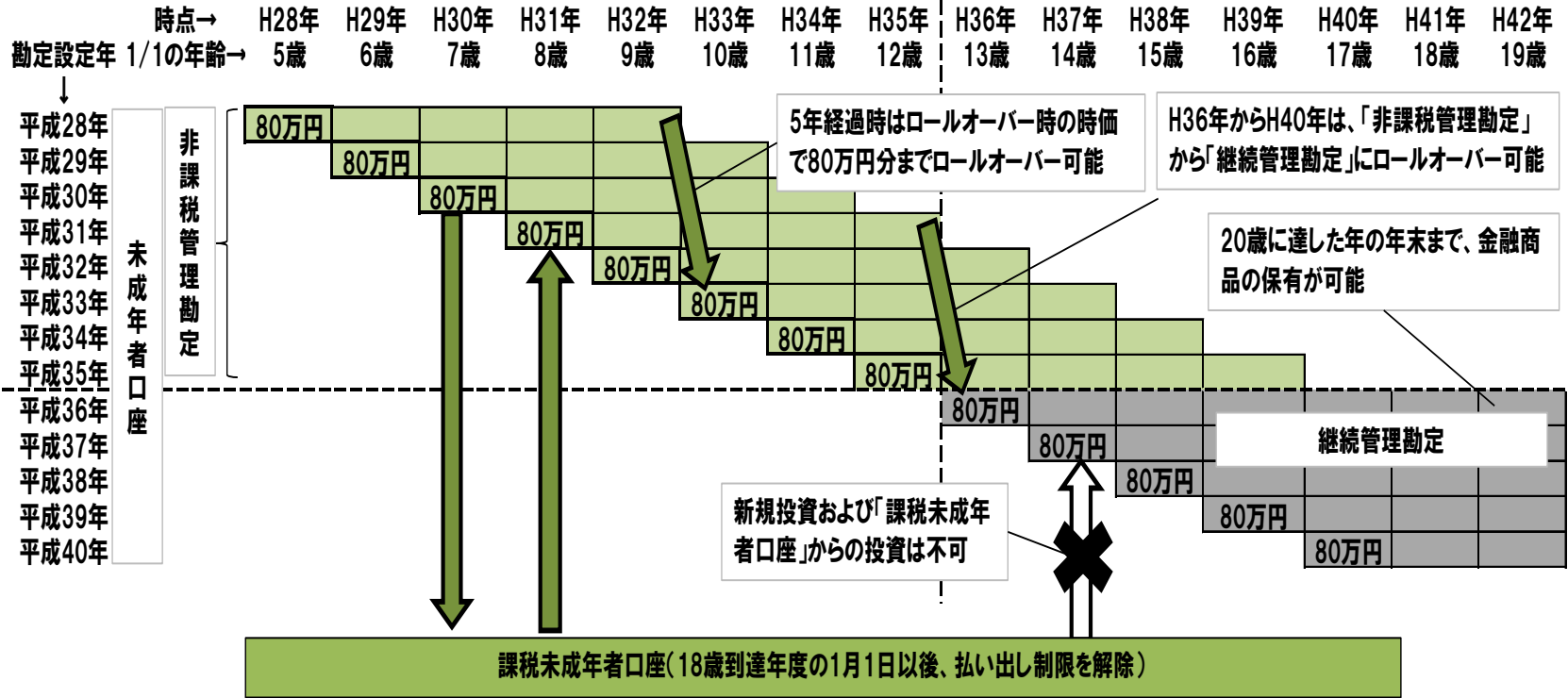
↓
 平成28年
 平成29年
 平成30年
 平成31年
 平成32年
 平成33年
 平成34年
 平成35年

ジュニア
 非課税管理
 勘定の
 NISA



(出所) 各種資料を基に大和総研作成

平成16年1月3日以後生まれ(パターン④)



(出所) 各種資料を基に大和総研作成

18歳になる前に払出しをする場合

- 原則として、過去すべての利益に対して遡及課税
- ただし、口座開設者に災害等事由が生じた場合(居住家屋が災害で全壊するなど)には、
 - 税務署長の確認を受け、未成年者口座・課税未成年者口座を全部解約できる。
 - この場合、遡及課税は行われない(払出時の時価で再取得)。
 - 譲渡益:非課税
 - 譲渡損:なかったものとみなされる

ジュニアNISAの活用法

- 口座開設者である子どもの資金(親が管理)
- 投資教育への活用
- 資金の使途の制約なし
 - ✓ 大学などの授業料
 - 入学時期を意識した運用法
 - ✓ 子どものシードマネー
- トータルリターンを意識した運用